

水上設置遊具運営業届出者等(R8.4.1~)

1 水上設置遊具運営業届出者等の事故防止等の措置

(条例第24条第1項概要)

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、水上設置遊具の安全な利用が阻害され、水上設置遊具利用者に危険が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、水上設置遊具を利用させないこと。

以下の項目は、中止基準の参考にしてください。

- ① 台風の接近、強風が吹いている、大雨、落雷の発生が予想されるとき
 - ② 波が高くなる、干潮・満潮に伴う潮流の変化、異常な潮位変動が生じ、水上設置遊具が安全に設置できないことが予想されるとき
- (2) 利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者に水上設置遊具を利用させないこと。
- (3) 水難事故を防止するために必要な監視人を水上設置遊具又はその付近に置き、水上設置遊具利用者を監視させる等の措置をとること。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を水上設置遊具又はその付近に置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。
なお、水難救助員は、(3)の監視人を兼ねることができる。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 水上設置遊具利用者に救命胴衣を着用させること。
- (7) 利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な利用に必要な情報を提供すること。
- (8) 利用者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。



2 水上設置遊具運営業届出者等の事故防止の措置

(条例第24条第2項) ※ 努力義務

- (1) 利用者に係る水難事故を防止するため必要な水上設置遊具利用上の遵守事項を定め、これを利用者に遵守させること。

- ① 利用中は、救命胴衣を着用すること。
- ② 飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な利用ができない状態にあるときは、利用しないこと。
- ③ 水上設置遊具の設置場所又はその周辺における水中への潜り込みをしないこと。
- ④ 他の利用者に迷惑のかかる行為をしないこと。
- ⑤ 小学校第2学年修了前の子どもの利用には、必ず保護者が付き添うこと。
- ⑥ 利用中に負傷し、又は事故があった場合は、直ちに監視人又は水難救助員に連絡すること。
- ⑦ 監視人及び水難救助員の指示又は指導に従うこと。

(施行規則第39条)

- (2) 水上設置遊具の形状、寸法、構造等を踏まえ、当該水上設置遊具の維持管理その他の安全上必要な措置をとること。
- (3) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- (4) 水上設置遊具運営業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。

※ 「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」(経済産業省作成)に、運営や安全管理体制に関することが示されており、補足資料の「Q & A」に「安全管理に必要な人員」「利用者条件」「禁止行為」の具体例や、遊具の設置や保管に関する事例紹介等もありますので、安全管理上の参考としてください。



3 水上設置遊具運営業届出者等の事故防止の措置

(条例第24条第3項概要)

水上設置遊具運営業届出者は、利用者が外国人であるときは当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

※ 1の(1)、(2)、(6)及び(7)並びに2の(1)に関する内容について、外国人が理解できるようにする。

4 公安委員会(警察署地域課)への届出(条例第16条概要)

事業を廃止した場合や、届出事項(事業所の所在地、水難救助員等)に変更があった場合、その日から起算して**10日以内**に届けなければなりません。

※ 罰則あり(条例第44条第2項第3号、10万円以下の罰金)